

別表(第2条関係)

| | |
|-------------|--|
| 補助事業名 | 燃料電池モビリティ利活用促進事業 |
| 補助事業の目的 | <p>本県では、水素社会の実現に向け、「兵庫水素社会推進構想(平成31年3月)」を策定し、燃料電池モビリティの普及促進に取り組んでいる。</p> <p>燃料電池モビリティの利活用を促進し、全県での水素ネットワーク化を図るため、国(経済産業省)の「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業」(以下、「国補助」という。)と協調し、設置費用の一部を補助することにより、新しい燃料供給拠点のモデルづくりを進める。</p> |
| 補助事業の対象となる者 | <p>県内にパッケージ型水素供給設備を設置する次に掲げる者。 ただし、国補助の交付決定を受けた者に限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 民間会社 (2) 個人事業主 (3) 地方公共団体 (4) その他知事が認める者 |
| 補助対象経費 | パッケージ型水素供給設備の設置に要する経費 |
| 補助金の額 | 補助対象経費から国補助金を除いた額の1/4 (上限 12,500 千円) |

別に定める事項

| 関係条項 | 内 容 |
|------------------------------|---|
| <p>第3条 (交付申請)</p> | <p>(添付書類)</p> <p>(1) 補助対象事業の概要〔予定〕(別紙様式1)</p> <p>(2) 対象設備の仕様書</p> <p>(3) 対象設備の設計図面</p> <p>(4) 周辺地図</p> <p>(5) 国補助に係る補助金交付申請書【写し】</p> <p>(6) 上記(1)～(4)以外の国補助の交付申請に係る書類一式【写し】</p> <p>(7) 国補助に係る交付決定通知書【写し】</p> <p>(8) 補助事業対象経費積算書〔予定〕(別紙様式2、3)</p> <p>(9) 登記事項証明書(現在事項全部証明書)【写し】(法人の場合のみ)</p> <p>(10) 消費税及び地方消費税の取扱いについて(報告)(別紙様式4)</p> <p>(11) 事前着手承認申請書(別紙様式5)※ (補助金の交付決定前に事業に着手する場合のみ)</p> <p>(12) その他知事が必要と認める書類</p> |
| | <p>(指定期日) 別に指定する日</p> |
| <p>第7条第1項 (交付決定額の変更)</p> | <p>(添付書類) 第3条の添付書類に準じる。</p> |
| | <p>(指定期日) 変更することが決まった後すみやかに。</p> |
| <p>第11条 (実績報告)</p> | <p>(添付書類)</p> <p>(1) 補助対象事業の概要〔確定〕(別紙様式7)</p> <p>(2) 当該設備の設置に係る請求書、請求内訳書【写し】</p> <p>(3) 当該設備の設置費の支払いに係る領収書【写し】</p> <p>(4) 高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証等、当該機器の完成を証する書類【写し】</p> <p>(5) 対象設備の写真</p> <p>(6) 完成図書</p> <p>(7) 工程表</p> <p>(8) 国補助に係る実績報告書【写し】</p> <p>(9) 上記(1)～(7)以外の国補助の実績報告に係る書類一式【写し】</p> <p>(10) 国補助に係る金額確定通知書【写し】</p> <p>(11) 市町補助に係る交付決定通知書【写し】(該当の場合のみ)</p> <p>(12) 補助対象経費明細書〔確定〕(別紙様式8、9)</p> <p>(13) 取得財産管理台帳・取得財産等明細書(別紙様式10)</p> <p>(14) その他知事が必要と認める書類</p> |
| | <p>(指定期日) 下記(1)又は(2)のうち早い日。</p> <p>(1) 事業完了日又は国補助金に係る金額確定通知書発行日のうち遅い日から30日以内</p> <p>(2) 令和5年4月10日</p> |
| <p>第19条第1項 (財産処分の制限)</p> | <p>(処分制限期間)</p> <p>国補助の補助金交付要綱及び交付規定等に定める期間</p> |

※ 知事は、この申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書(別添様式6)により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費(当該年度中に発生したものに限る。)についても補助事業の対象とするものとする。